

# 清水町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	人 9,157	千円 9,959,460	千円 383,167	千円 1,644,818	% 16.52	% 16.33

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

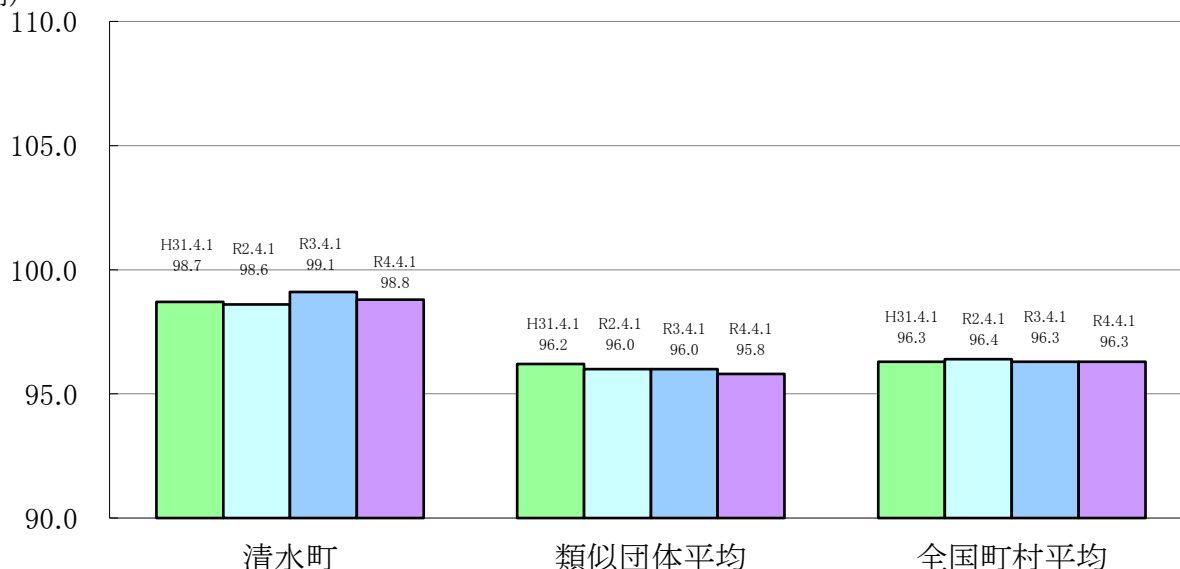
区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤続手当	計 B
3年度	人 148	千円 514,282	千円 99,118	千円 204,860	千円 818,260

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,529	千円 5,543

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレース指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

#### (4) 給与改定の状況 ※本町に人事委員会がないため該当なし

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数 )		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、概ね現状維持。高齢層については、平均4%程度の引き下げ。なお、激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国に準拠
-------------

③その他の見直し内容

該当なし
------

(6)特記事項 なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
清水町	39.0歳	298,528円	356,983円	334,981円
北海道	42.8歳	318,100円	389,642円	360,451円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	41.1歳	298,110円	344,602円	327,858円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額(国 ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
清水町	歳 50.3	人 2	円 367,100	円 421,674	円 392,100	—	—	—	—
北海道	歳 55.8	人 129	円 315,400	円 —	円 332,005	—	—	—	—
国	歳 51.1	人 2,114	円 286,570	円 —	円 328,416	—	—	—	—
類似 団体	歳 51.3	人 3	円 277,304	円 304,500	円 293,290	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 （C）	民間 （D）	C / D
清水町	6,819 千円	6,301 千円	108.2 %

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成31年～令和3年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与額を12倍したものに、公務員については前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### ③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
清水町	40.0歳	306,525円	348,762円
北海道	44.5歳	370,900円	422,314円
類似団体	38.7歳	272,169円	297,421円

### ④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
清水町	32.3歳	275,971円	329,450円	289,685円
北海道	—	—	—	—
国	47.7歳	319,817円	—	358,479円
類似団体	43.4歳	305,886円	358,782円	323,939円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区	分	清 水 町	北 海 道	国
一般行政職	大 学 卒	182,200円	182,200円	182,200円
	高 校 卒	150,600円	150,600円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	150,600円	150,600円	—
	中 学 卒	—	—	—
教 育 職	大 学 卒	182,200円	204,000円	—
	高 校 卒	150,600円	160,000円	—
看護・保健職	大 学 卒	212,600円	—	—
	高 校 卒	165,300円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

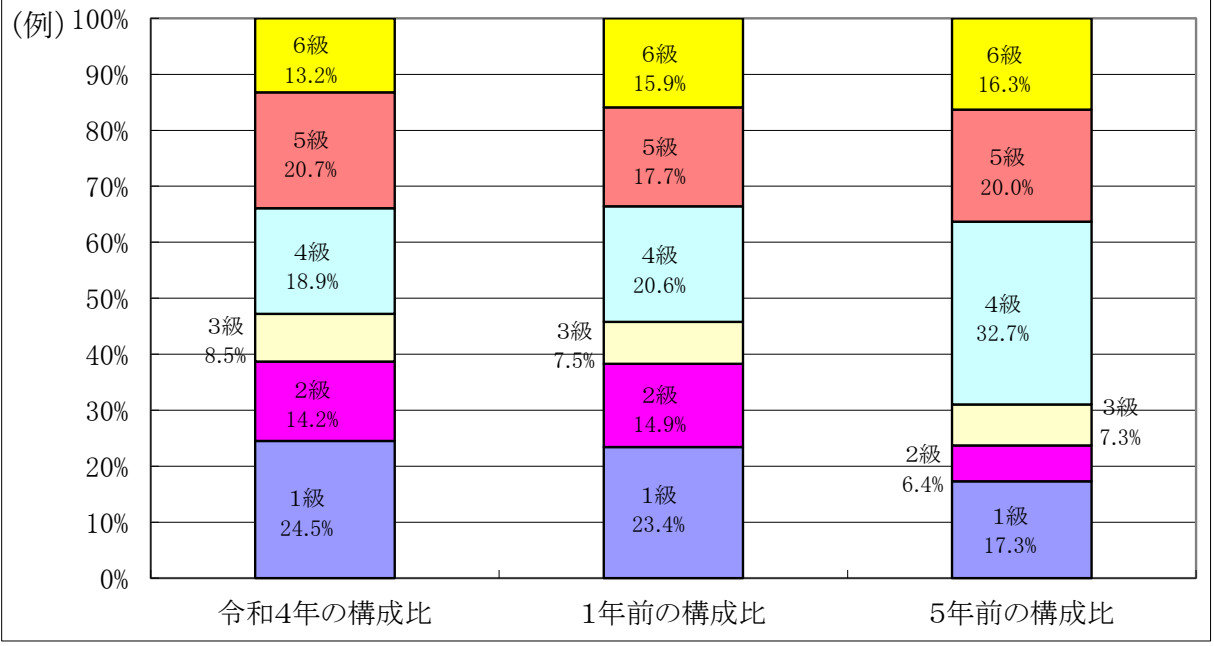
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	275,633円	352,600円	370,600円	394,150円
	高 校 卒	228,100円	—	—	382,333円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

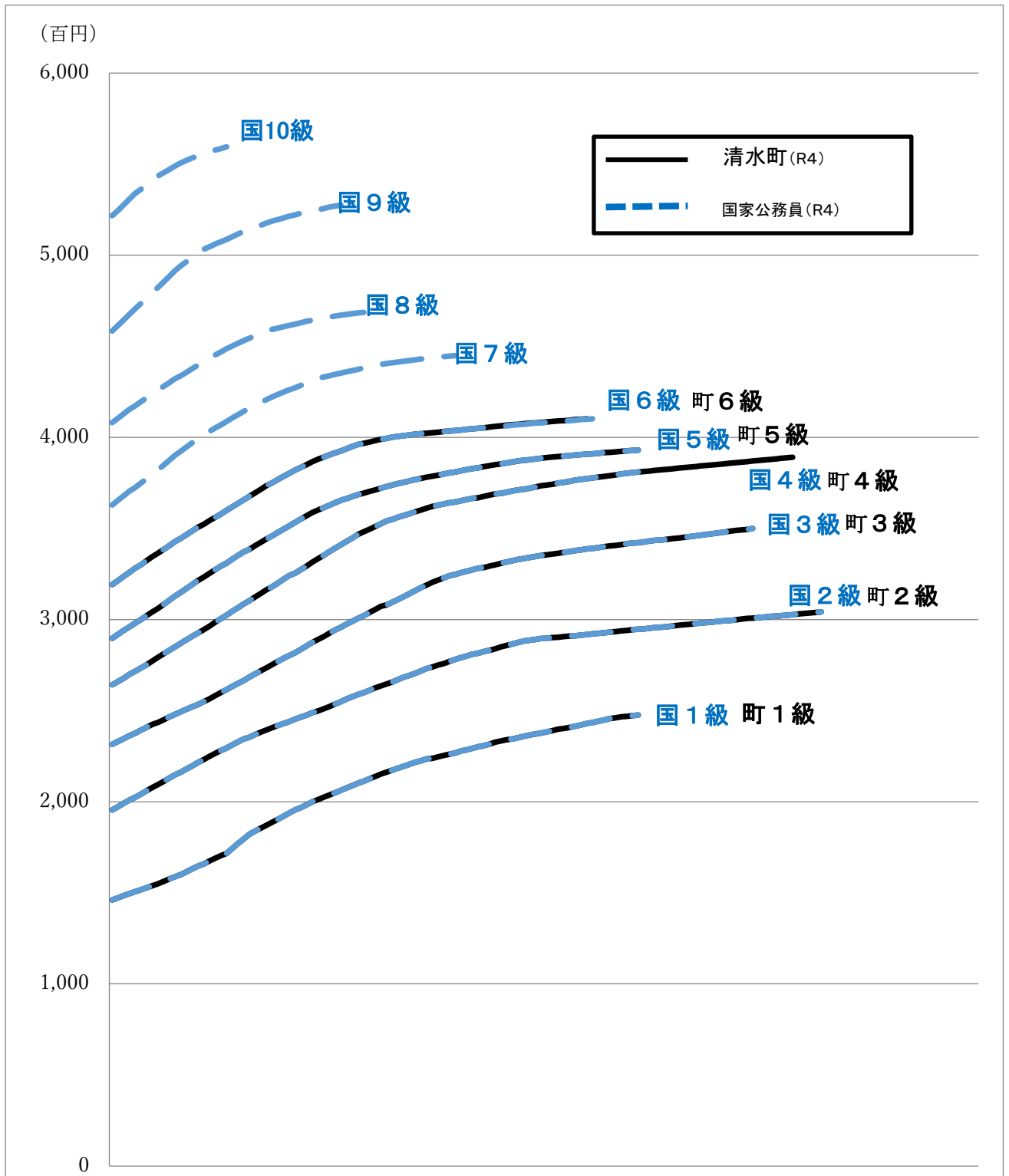
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	課長・参事	14人	13.2%	319,200円	410,200円
5 級	課長補佐・主幹	22人	20.7%	289,700円	393,000円
4 級	係長・主任	20人	18.9%	264,200円	389,100円
3 級	主査	9人	8.5%	231,500円	350,000円
2 級	主事	15人	14.2%	195,500円	304,200円
1 級	主事・主事補	26人	24.5%	146,100円	247,600円

- (注) 1 清水町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（清水町）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

清 水 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額（3年度） 1,567千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,593千円	—
（3年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	（3年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.90月分 (1.35)月分 (0.90)月分	（3年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～20% ・ 管理職加算10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～20% ・ 管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合であるが、本庁に在職者はいない。



○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（清水町）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和5年度		令和7年度	

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

清 水 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%) 1人当たり平均支給額 14,665 千円			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）			86千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）			86,085円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
札幌市	3 %	1 人	3 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		0%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和3年度 決算）	左記職員に対する支給 単価
—	—	—	— 千円	日額 — 円
—	—	—	— 千円	1件当たり— 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	24,359千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	232千円
支給実績（令和2年度決算）	19,264千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	182千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	① 配偶者 6,500円 ② 配偶者以外の扶養親族 10,000円 ③ 特定期間の加算 5,000円	同		12,622千円	210,367円
住居手当	① 借家・借間 ・ 21,000円以下 家賃 - 10,000円 ・ 21,000円超 (家賃 - 21,000) ÷ 2 + 11,000円【27,000円限度】 ② 持家 15,000円	異	10,000円 超の借家 等居住か ら支給  持家手当 の支給	26,370千円	223,475円
通勤手当	① 交通機関利用 運賃相当額【55,000円限度】 ② 自動車等の交通用具利用 通勤距離に応じ、2,000円～ 12,900円の5区分	異	支給区分 及び支給 額	2,513千円	83,767円
管理職手当	① 課長職 給料月額 × 12 / 100 ② 課長補佐職 給料月額 × 8 / 100	異	役職ごと に定率で 支給	19,336千円	460,381円
寒冷地手当	① 扶養親族のある世帯主 26,380円 ② 扶養親族のない世帯主 14,580円 ③ その他 10,340円 ※11月～3月支給	同		13,832千円	94,740円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	700,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	副町長	584,000 円	860,000 円 /	408,000 円	
	教育長	540,000 円	700,000 円 /	456,000 円	
			—	—	
報 酬	議 長	275,000 円	400,000 円 /	230,000 円	
	副 議 長	219,000 円	314,000 円 /	182,000 円	
	議 員	183,000 円	290,000 円 /	165,000 円	
期 末 手 当	町 長	(3年度支給割合)			
	副町長	4.3 月分			
	議 長	(3年度支給割合)			
	副 議 員	4.45 月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	給料月額×在職年数×5.126	14,352,800円	任期ごと	
	教育長	給料月額×在職年数×3.234	7,554,624円	任期ごと	
		給料月額×在職年数×2.838	4,597,560円	任期ごと	
	備 考				

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。ただし、教育長は1期（3年＝36月）の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

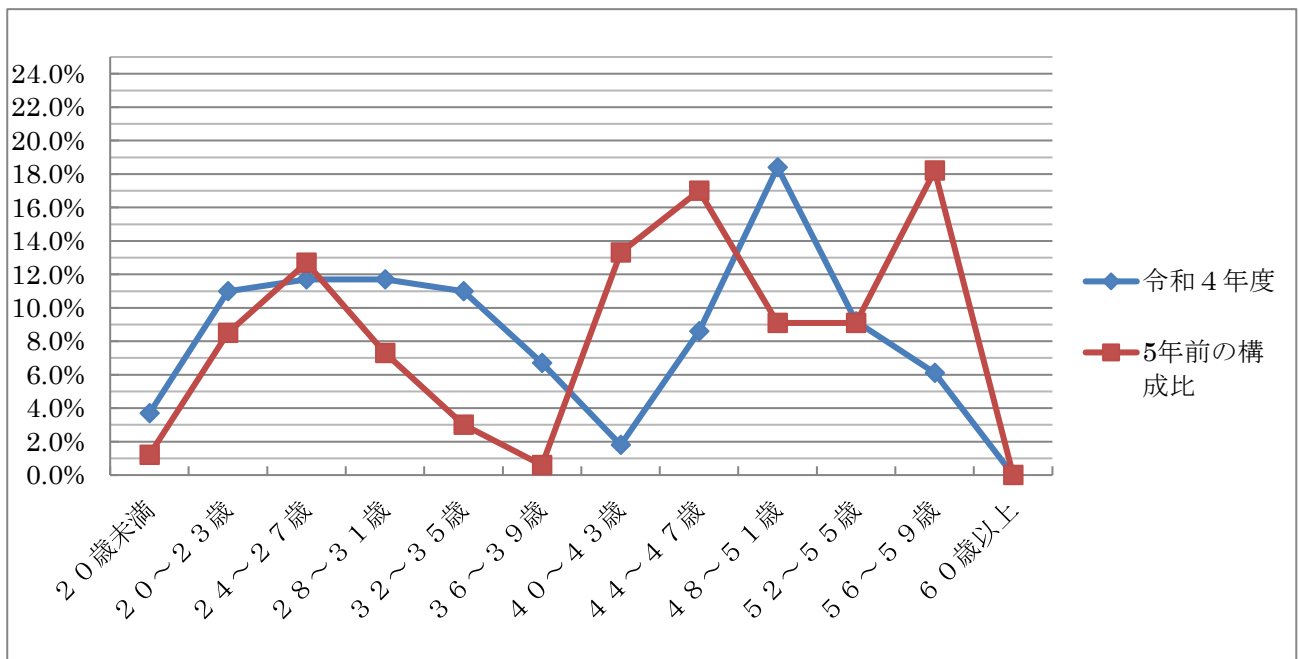
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年数	主な増減理由		
		令和3年	令和4年				
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	欠員補充 欠員補充 退職不補充	
		総務企画	32	33	1		
		税務	7	8	1		
		民生	40	39	△1		
		衛生	13	13	0		
		労働	1	1	0		
		農林水産	17	15	△2		事業縮小、退職不補充
		商工	4	4	0		
	土木	9	10	1	欠員補充		
		計	126	126	0	<参考> 人口1万当たり職員数 137.60人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 138.85人)	
	教育部門	22	22	0			
	消防部門						
	小計	148	148	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 161.62人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 166.13人)		
公営企業部門等	水道 下水道 その他	水道	3	3	0		
		下水道	3	3	0		
		その他	9	9	0		
	小計	15	15	0			
合計		163 [241]	163 [241]	0 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 178.01人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	6人	18人	19人	19人	18人	11人	3人	14人	30人	15人	10人	0人	163人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政		128	127	124	125	126	126	△2(△1.6%)
教育		22	22	22	24	22	22	0(%)
普通会計計		150	149	146	149	148	148	△2(△1.3%)
公営企業等会計計		15	15	15	15	15	15	0(%)
総合計		165	164	161	164	163	163	△2(△1.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 上水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
3年度	235,475	15,491	21,277	9.04	7.02

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	3人	千円 11,440	千円 1,737	千円 4,579	千円 17,756	千円 5,918	千円 6,028

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 ※特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
清水町	32.3歳	281,933円	414,211円
団体平均	45.5歳	335,492円	501,390円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

清水町	清水町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（3年度） 1,527千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,566千円
(3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）※支給割合は4（2）普通会計と同じ

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）※支給なし

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）※支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	399千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	133千円
支給実績（2年度決算）	344千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	115千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	① 配偶者 6,500円 ② 配偶者以外の扶養親族 10,000円 ③ 特定期間の加算 5,000円	同		258 千円	258,000 円
住居手当	① 借家・借間 ・ 21,000円以下 家賃 - 10,000円 ・ 21,000円超 (家賃 - 21,000) ÷ 2 + 11,000円【27,000円限度】 ② 持家 15,000円	同		684 千円	228,000 円
通勤手当	① 交通機関利用 運賃相当額【55,000円限度】 ② 自動車等の交通用具利用 通勤距離に応じ、2,000円～ 12,900円の5区分	同		0 千円	0 円
管理職手当	① 課長職 給料月額×12/100 ② 課長補佐職 給料月額×8/100	同		376 千円	376,608 円
寒冷地手当	① 扶養親族のある世帯主 26,380円 ② 扶養親族のない世帯主 14,580円 ③ その他 10,340円 ※11月～3月支給	同		277 千円	92,567 円



(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
3年度	281,454	23,297	23,490	8.35	8.51

- (注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まない。  
2 下水道事業会計は、平成27年度から企業会計として適用。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	3	12,718	1,674	5,190	19,582	6,527	5,920

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 ※特になし

③ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
清 水 町	42.3 歳	314,700 円	478,143 円
団 体 平 均	43.9 歳	331,629 円	493,022 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 ※支給割合は4(1)普通会計と同じ

清 水 町	清水町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（3年度） 1,526 千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,566 千円
(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%

- イ 退職手当 ※支給割合は4(2)普通会計と同じ  
ウ 地域手当 ※支給なし  
エ 特殊勤務手当 ※支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	99 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	99 千円
支給実績（2年度決算）	98 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	98 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	① 配偶者 6,500円 ② 配偶者以外の扶養親族 10,000円 ③ 特定期間の加算 5,000円	同		258 千円	258,000 円
住居手当	① 借家・借間 ・ 21,000円以下 家賃 - 10,000円 ・ 21,000円超 (家賃 - 21,000) ÷ 2 + 11,000円【27,000円限度】 ② 持家 15,000円	同		360 千円	180,000 円
通勤手当	① 交通機関利用 運賃相当額【55,000円限度】 ② 自動車等の交通用具利用 通勤距離に応じ、2,000円～12,900円の5区分	同		0 千円	0 円
管理職手当	① 課長職 給料月額×12/100 ② 課長補佐職 給料月額×8/100	同		957 千円	478,704 円
寒冷地手当	① 扶養親族のある世帯主 26,380円 ② 扶養親族のない世帯主 14,580円 ③ その他 10,340円 ※11月～3月支給	同		256 千円	85,500 円